ものづくり創出支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　ものづくり創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、公益財団法人室蘭テクノセンター補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、室蘭市、登別市・伊達市に蓄積された技術、人材その他の産業資源を活用し、創業、製品・技術開発及び事業化、市場開拓並びに人材育成を行う取組を幅広く一体的に支援することにより、地域中小企業の振興を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者　中小企業基本法第２条第１項に定めるものをいう。

⑵　任意の団体　構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業者で、かつ３分の２以上が室蘭市内・登別市内・伊達市内に事業所を有する事業者で組織されている団体をいう。

⑶　補助事業者　第６条第１項に基づく交付決定の通知を受け、かつ第７条の規定に基づく申請の取下げを行わなかった者をいう。

（交付の対象及び補助率等）

第４条　補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表１及び別表２のとおりとする。

２　補助対象者は、室蘭市内・登別市内・伊達市内に事業所を有する中小企業者又は任意の団体とし、補助事業ごとに別表１のとおり定める。

３　第１項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、理事長に対し、補助金交付申請書（様式第１号）を、その定める期日までに提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書に添付する規程第３条に規定する理事長が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　事業計画書（様式第２号）

⑵　予算書（様式第３号）

⑶　納税証明書（滞納がないことの証明書）

（交付の決定）

第６条　理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第４号）

により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　交付申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から１０日以内に申請の取下げをすることができる。

（補助事業の内容の変更）

第８条　補助事業者は、補助事業の内容の変更（補助対象経費の２０％未満の増減である場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第５号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、変更承認通知書（様式第６号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止等）

第９条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第７号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、中止（廃止）承認通知書（様式第８号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の遅延等の報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、すみやかに遅延等報告書（様式第９号）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第１０号）を理事長に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書に添付する規程第９条に規定する理事長が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　事業実施報告書（様式第１１号）

⑵　決算書（様式第１２号）

（補助金の額の確定等）

第１２条　理事長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第１３号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第１３条　補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、別表１に掲げる事業のうち理事長が必要と認めたものに限り、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書（様式第１４号）を理事長に提出しなければならない。

３　理事長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、補助金概算払通知書（様式第１５号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

平成１６年５月６日　一部改正
平成１８年２月２２日　一部改正
平成１９年３月３０日　一部改正
平成１９年６月３０日　一部改正
平成２０年４月１日　一部改正
平成２２年１２月１日　一部改正
平成２４年４月１日　一部改正
平成２５年７月３１日　一部改正
平成２６年４月１日　一部改正
平成２８年４月１日　一部改正
平成２９年４月１日　一部改正
平成３０年４月２日　一部改正
平成３１年４月１日　一部改正
令和２年４月１日　全部改正
令和３年４月１日　一部改正
令和４年４月１日　一部改正
令和４年６月１５日　一部改正
令和５年４月３日　一部改正
令和６年４月１日　一部改正

別表１

補助事業名	事業区分	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額	備考
1. 開発の芽育成支援事業		事業化等の可能性のある製品・技術の新規開発又は大幅な改善に対する調査研究事業又は基礎技術確立事業等。なお、製品の完成・出荷、新技術の確立が認められる場合を除くものとする。	中小企業者及び任意の団体	報償費、旅費交通費、消耗品費、賃借料、委託料、外注加工費、手数料、労務費、その他特に必要と認める経費	（初年度）4/4 以内 （2 年目）3/4 以内	（初年度）80 万円 （2 年目）60 万円	• 室蘭工業大学との共同研究・学術指導を伴う場合は、42 万円を限度として加算することができる。 • 大学との契約は原則、交付決定後 3 カ月以内とする。 • 補助対象者が情報サービス業の場合を除き交付決定額の 8 割を上限として概算払を申請することができる。 • 補助対象者が情報サービス業の場合、補助対象者は IT 補助金の IT 導入支援事業者として登録申請または登録していること
2. 製品・技術事業化支援事業		市場投入の実現性が高い製品・技術の新規開発又は大幅な改善を行う研究開発事業等	中小企業者及び任意の団体	報償費、旅費交通費、消耗品費、賃借料、委託料、外注加工費、機械装置費、手数料、労務費、その他特に必要と認める経費	2/3 以内	200 万円	• 室蘭工業大学との共同研究・学術指導を伴う場合は、42 万円を限度として加算することができる。 • 大学との契約は原則、交付決定後 3 カ月以内とする。 • 補助対象者が情報サービス業の場合を除き交付決定額の 8 割を上限として概算払を申請することができる。 • 補助対象者が情報サービス業の場合、補助対象者は IT 補助金の IT 導入支援事業者として登録申請または登録していること
3. 食品開発支援事業		食品に関する開発であって、以下のいずれかに該当するもの • 商品・製品の新規開発又は改良 • マーケティング調査、パッケージデザイン開発を行う販路拡大事業	中小企業者及び任意の団体	報償費、旅費交通費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、賃借料、委託料、外注加工費、手数料、その他特に必要と認める経費	3/4 以内	30 万円	

補助事業名	事業区分	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額	備考
4. 市場開拓支援事業	⑴ マーケティング調査、デザイン開発	製品・技術に関するマーケティング調査、新製品のデザイン開発や既成デザイン改善などの実用化事業等	中小企業者及び任意の団体	報償費、旅費交通費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、賃借料、委託料、外注加工費、手数料、その他特に必要と認める経費	3/4 以内	50 万円	
	⑵ 展示会出展、商談会派遣	製品・技術に関する展示会出展、商談会派遣等	中小企業者及び任意の団体	旅費交通費、印刷費、賃借料、出展料、展示工事費、輸送費、委託料、手数料、その他特に必要と認める経費	2/3 以内	50 万円	• 海外への出展・派遣、任意団体での出展は上限額 70 万円 • 上限金額内であれば年度内に 2 回まで利用可能 • 3 年連続で申請できる。連続して申請をする場合、1 年目の上限金額は 50 万円（海外・団体は上限金額 70 万円）、2・3 年目は 30 万円（同 50 万円）とする
	⑶ ホームページ・パンフレット制作	製品・技術に関するホームページ又は紹介パンフレット制作等	中小企業者及び任意の団体	委託料、手数料、その他特に必要と認める経費	2/3 以内	10 万円	• 制作物の全部又は一部を外国語に対応させる場合は上限額 20 万円 • 2 年に 1 度の申請
5. デジタル化促進支援事業	⑴ デジタル化診断	デジタル技術やロボット等を活用し自社の課題解決や生産性向上への取り組みを促進するため、診断や導入の事前検証を行う事業	中小企業者（製造業、建設業等）	クラウド利用料、消耗品費、賃借料、委託費、手数料、その他特に必要と認める経費（DX 化診断、情報セキュリティ診断、産業用ロボット導入事前検証、自動化事前検証等にかかる経費）	3/4 以内	50 万円	・診断を行う個人事業主、および企業は事業内容の提出（パンフレット、ホームページ、過去の実績等）、または SIer 協会等会員、IT コーディネータ等の資格を有すること。
	⑵ デジタルツール導入	自社の課題解決、生産プロセス・品質向上等のためにデジタルツール・システム等の導入を行う事業	中小企業者（製造業、建設業等）	ソフトウェア導入費、クラウド利用料、消耗品費、賃借料、委託料、機械装置費、手数料、その他特に必要と認める経費	3/4 以内	50 万円	
6. 人材育成支援事業	⑴ 人材教育・研修	技術・技能・デザイン開発などの習得のための先進企業や試験研究機関への技術者派遣、又は専門家招聘等による人材教育、研修事業等	中小企業者及び任意の団体	報償費、旅費交通費、研修費、手数料、その他特に必要と認める経費	2/3 以内	50 万円	

補助事業名	事業区分	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額	備考
	⑵ 資格取得	技能士その他の資格取得	中小企業者	受検料（講習受講に係る費用は除く）、手数料、その他特に必要と認める経費	3/4 以内	10 万円	• 対象とする資格は別表２に掲げるものとする。 • 当該資格の新規受検のみを対象とする。 • 同一人物の同一資格試験に対する助成は 5 年間で 3 回までとする
	⑶ 標準化支援	技術継承、人材育成のためにマニュアル作成ツール導入等により基礎技能等の標準化を行う事業	中小企業者	ソフトウェア導入費、クラウド利用料、消耗品費、賃借料、外注費、手数料、その他特に必要と認める経費	3/4 以内	20 万円	
7. 創業支援事業		ものづくりに関する事業（製造業、建設業、情報サービス業、学術研究、専門・技術サービス業等）展開のため新規に開設する事務所経費	創業 2 年以内の中小企業者	光熱費（基本料金のみ）、通信運搬費（基本料金のみ）、賃借料（家賃・事務機器賃借）、手数料、その他特に必要と認める経費	2/3 以内	5 万円/月	

別表２

ものづくり創出支援事業　資格取得対象検定一覧

●技能検定

建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、シーケンス制御、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	プリプレス、印刷、製本
その他	ウェブデザイン、知的財産管理、ロープ加工、化学分析、ガラス用フィルム施工、義肢・装具製作、工業包装、産業洗浄

●技能検定以外（※認定講習による取得費用は除く）

（公社）日本技術士会	技術士（技術士第二次試験）、技術士補（技術士第一次試験）
（一社）産業環境管理協会	公害防止管理者※ （大気・水質・騒音・粉じんなど13区分すべて）
（一財）省エネルギーセンター	エネルギー管理士※
（一社）日本溶接協会	溶接技能者　溶接管理技術者
（公財） 安全衛生技術試験協会	ボイラー技士（特級、一級、二級）ボイラー溶接士（特別、普通）ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、衛生管理者（第一種、第二種）、エックス線作業主任者
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者※（甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学、第一種冷凍機械、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械）、高圧ガス販売主任者※（第一種、第二種）
（一財）消防試験研究センター	危険物取扱者（甲種、乙種第1類～第6類、丙種）
（一社）日本建設機械化協会	建設機械施工技士（1級、2級）
（一財） 全国建設研修センター	土木施工管理技士（1級、2級）、管工事施工管理技士（1級、2級）、電気通信工事施工管理技士（1級、2級）
（一財）建設業振興基金	建築施工管理技士（1級、2級）、電気工事施工管理技士（1級、2級）
（公財）日本コンクリート工学会	コンクリート主任技士※、コンクリート技士※
（公財） 建築技術教育普及センター	建築士（1級、2級、木造）、インテリアプランナー
（一財） 電気技術者試験センター	電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）、電気工事士（第一種、第二種）
国土交通省国土地理院	測量士、測量士補
（独法） 情報処理推進機構	ITパスポート（IP）、情報セキュリティマネジメント（SG）、基本情報技術者（FE）、応用情報技術者（AP）、ITストラテジスト（ST）、システムアーキテクト（SA）、プロジェクトマネージャ（PM）、ネットワークスペシャリスト（NW）、データベーススペシャリスト（DB）、エンベデッドシステムスペシャリスト（ES）、ITサービスマネージャ（SM）、システム監査技術者（AU）、情報処理安全確保支援士（SC）
（一社）日本非破壊検査協会	非破壊試験技術者※（RT、UT、MT、PT、TTなど12区分全て）（レベル1．レベル2．レベル3）
（公財）インテリア産業協会	インテリアコーディネーター
（一社） 鉄骨技術者教育センター	建設鉄骨製品検査技術者
（公財）日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準の資格（JM,GM,WM 、MM、IM、GP、AGP、HT、PGP、HGP)

様式第１号

令和　　年　　月　　日

（宛先）
公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　様

（申請者）
所在地
名称
（代表者役職）　（氏名）　　印

ものづくり創出支援事業補助金交付申請書

ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

１．事業の名称、目的及び概要
　事業区分
　事業名称
　目的
　概要

２．事業の開始及び完了予定日
　開始　　令和　　年　　月　　日
　完了　　令和　　年　　月　　日

３．補助金交付申請額
　　円

４．添付書類
⑴　事業計画書
⑵　予算書
⑶　納税証明書（滞納のないことの証明書）

様式第２号

事業計画書

１．申請者概要

<table>
<tr><td>企業名
（任意団体名）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事業実施場所
所在地</td><td colspan="4">※申請者所在地と異なる場所で実施する場合に記載
〒</td></tr>
<tr><td colspan="2">設立：　年　　月　　日</td><td>資本金：　　万円</td><td>従業員数：　　人</td><td>業種：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡担当者</td><td>役職・氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>Tel</td><td></td><td>E-Mail</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">経営状況表</td><td></td><td colspan="2">（２期前）
年　月～　年　月</td><td colspan="2">（１期前）
年　月～　年　月</td></tr>
<tr><td>① 売上高</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>② 経常利益</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>③ 当期利益</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
</table>

２．構成企業（※任意団体の場合に記載してください。枠が不足する場合は適宜追加してください。）

<table>
<tr><td>企業名</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表者</td><td>職名</td><td>職名</td><td>職名</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>氏名</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>資本金</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>従業員数</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>業種</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>本事業における役割</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>摘要</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

３．事業の内容　　別紙のとおり（※事業区分ごとに別に定める書式により作成すること）

様式第３号

ものづくり創出支援事業予算書

○事業区分等

事業区分			
補助率		補助上限額	円

○支出

科目	補助事業に要する経費(A)	補助対象経費(B)	補助金交付申請額(B×補助率)	積算基礎
合計				

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額とし、千円未満切捨てとする。

○収入

科目	補助事業に要する経費	摘要
補助金		ものづくり創出支援事業補助金
自己資金		
合計		

様式第４号

テクノ(企)第　　号
令和　　年　　月　　日

（宛先）
法人名称及び代表者の氏名　宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　印

ものづくり創出支援事業補助金交付決定通知書

令和　　年　月　日付けで申請のありました上記補助金については、ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

１．補助事業の区分及び名称
　事業区分
　事業名称

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

３．交付の条件
⑴　事業の遂行にあたっては、公益財団法人室蘭テクノセンター補助金等交付規程及びものづくり創出支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
⑵　補助対象事業の内容を変更するときは、必要な書類を提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該事業の目的に変更をきたさない場合で、補助対象経費の２０パーセント未満の増減であるときは、この限りでない。
⑶　補助対象事業の執行を中止、又は廃止しようとするときは、速やかに理事長の承認を受けなければならない。
⑷　補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

⑸　補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに必要な書類を提出し、理事長に報告しなければならない。

⑹　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関しすでに交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

①　この補助金を他の目的に使用したとき。

②　補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容、又はこれに附した条件に違反したとき。

③　虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

⑺　補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額。）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約延滞金を公益財団法人室蘭テクノセンターに納付しなければならない。

様式第５号

令和　　年　　月　　日

（宛先）
公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　様

（補助事業者）
所在地
名称
（代表者役職）　　（氏名）　　印

補助事業変更承認申請書

ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第８条の規定に基づき、補助事業の変更について、下記のとおり申請します。

記

１．補助事業名

２．変更の内容

３．変更を必要とする理由

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）

	変更前	変更後
補助事業に要する経費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金の額	円	円

様式第６号

テクノ(企)第　　号
令和　　年　　月　　日

（宛先）
法人名称及び代表者の氏名　宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　印

補助事業変更承認通知書

令和　　年　月　日付けで申請のありました補助事業の変更については、ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

１．補助事業名

２．承認の内容
令和　　年　月　日付け補助事業変更承認申請書記載のとおり

３．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）

	変更前	変更後
補助事業に要する経費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金の額	円	円

様式第７号

令和　　年　　月　　日

（宛先）
公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　様

（補助事業者）
所在地
名称
（代表者役職）　　（氏名）　　印

補助事業中止（廃止）承認申請書

ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、補助事業の中止（廃止）について、下記のとおり申請します。

記

１．中止（廃止）する補助事業名

２．理由

様式第８号

テクノ(企)第　　号
令和　　年　　月　　日

（宛先）
法人名称及び代表者の氏名　宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　印

補助事業中止（廃止）承認通知書

令和　　年　月　日付けで申請のありました補助事業の中止（廃止）については、ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

１．補助事業名

２．承認の内容
令和　　年　月　日付け補助事業中止（廃止）承認申請書記載のとおり

様式第９号

令和　　年　　月　　日

（宛先）
公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　様

（補助事業者）
所在地
名称
（代表者役職）　　（氏名）　　印

補助事業遅延等報告書

ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、補助事業の遅延等について、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名

２．補助事業の進捗状況

３．遅延等の理由

４．遅延等に対する措置

５．補助事業の遂行及び完了の予定

様式第１０号

令和　　年　　月　　日

（宛先）
公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　様

（補助事業者）
所在地
名称
（代表者役職）　（氏名）　　印

補助事業実績報告書

ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名

２．事業実施報告書　　別紙のとおり

３．補助事業の決算書　　別紙のとおり

４．口座振込の振込先

銀行名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人
（フリガナ）

様式第１１号

別紙

事業実施報告書

１．実施した補助事業の内容
２．補助事業実施による効果
３．備考

様式第１２号

別紙

ものづくり創出支援事業決算書

○事業区分等

事業区分		
補助率		

○支出

科目	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額		摘要
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額	
合計							

※補助金充当額の実績額は、補助対象経費の実績額合計に事業区分に応じた補助率を乗じて得た額と交付決定額のいずれか低い額とする。

○収入

科目	補助事業に要した経費	摘要
補助金		ものづくり創出支援事業補助金
自己資金		
合計		

様式第１３号

テクノ(企)第　　号
令和　　年　　月　　日

（宛先）
法人名称及び代表者の氏名　宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　印

ものづくり創出支援事業補助金の額の確定通知書

令和　　年　月　日付けで提出のありました上記補助金に係る実績報告書について、ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第１２条の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

１．補助事業名

２．補助金交付確定額　　円

様式第１４号

令和　　年　　月　　日

（宛先）
公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　様

（補助事業者）
所在地
名称
（代表者役職）　（氏名）　　印

ものづくり創出支援事業補助金概算払申請書

ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定に基づき、下記のとおり概算払を受けたいので申請します。

記

１．補助事業名

２．補助金交付決定額

３．補助金の概算払を受けたい時期及び金額

概算払を受けたい時期	月	月	月	月	合計
概算払を受けたい額	円	円	円	円	円

４．申請の理由

５．振込先
金融機関名
支店名
預金の種別
口座番号
預金の名義
（フリガナ）

様式第１５号

テクノ(企)第　　号
令和　　年　　月　　日

（宛先）
法人名称及び代表者の氏名　宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長　中　田　孔　幸　　印

ものづくり創出支援事業補助金概算払通知書

令和　　年　月　日付けで申請のありました上記補助金については、ものづくり創出支援事業補助金交付要綱第１３条第３項の規定に基づき、下記のとおり概算払することと決定したので通知します。

記

１．補助事業名

２．補助金の概算払の時期及び金額

概算払をする時期	月	月	月	月	合計
概算払をする額	円	円	円	円	円